

# イベント開催希望の方へ

## ご使用概要

Startup Hub Tokyo に登録しているオーガナイザーは、Startup Hub Tokyo にてイベントを開催することができます。施設使用料は無料です。

※オーガナイザーでも、イベントの内容によっては開催できないことがあります。

## ■開催可能なイベント

※原則として、起業または起業支援をテーマとしており、起業への関心を喚起するもの。

### ■トークイベント・セミナー

- ・起業家によるトークイベント
- ・起業家・起業希望者の知識向上やノウハウ習得、スキルアップに役立つセミナー
- ・金融機関等が行う起業家向けイベント（融資制度のセミナーや相談会）
- ・起業支援機関等が行う起業家向け補助金、助成金情報提供イベント

### ■コンテスト、ワークショップ、交流会

- ・起業家・起業希望者のビジネスプランコンテスト
- ・起業アイデア創出につながるアイデアソン、ワークショップ
- ・起業家・起業希望者がビジネスパートナー（投資家、大企業、起業仲間、クライアント等）とつながることができるピッチイベントや交流イベント

## ■連携イベント開催可能時間

平日：10時00分～22時00分

土日祝：10時00分～18時00分

※土日祝日の18時以降にもイベント開催を希望される方は、応相談。

※原状復帰にかかる時間も使用時間に含みます。

## ■連携イベントの申請スケジュールについて

連携イベントの受付期間は、原則として使用日の3ヶ月前の月の1日から開催日の1カ月前までとします。

例) 9月15日に開催を希望するイベント→公募期間：6月1日～8月15日

## ■開催不可のイベント

営利目的のイベント等での使用（参加費を徴収する場合でも、実費相当額の徴収にとどまるなど、公益性の高いイベントはこの限りではない。）

- ・ 政治・宗教的な目的での使用
- ・ 趣味、文化事業などでの使用
- ・ 学友会、同窓会活動での使用
- ・ 反社会的な団体等の使用
- ・ 使用許可申請者または予約者自らが使用しない場合
- ・ その他当施設の趣旨に合致しないと事務局または東京都が判断した活動での使用

### 【開催不可イベント例】

- ・ 特定の1社のみ利益に繋がるイベント
- ・ ビジネス創出を目的としない勉強会
- ・ オーガナイザー側で集客が難しいイベント

※連続講座も開催可能ですが、連携イベントの実施件数が限られているため応相談。

## ■イベント開催までの流れ

イベントを開催するにあたり、まず「オーガナイザー登録」を行っていただきます。  
オーガナイザー登録には、「オーガナイザー申請書」の提出と、活動趣旨などをご理解いただくための「事務局との面談」が必要になります。

### 【オーガナイザー申請】

下記の手順で、規約をご確認の上、「オーガナイザー登録」希望の旨を、お送りください。

①HP メニューバーから「お問い合わせ」ページへ





④運営事務局から3日以内に、メールにてご返信させていただきます。

※その際に、【オーガナイザー規約】・【オーガナイザー申請書】・【イベント申請書】のフォーマットをお送りいたします。

⑤【オーガナイザー規約】にご同意いただいた上で、【オーガナイザー申請書】と面談希望日を(1週間後からの日程で)3日程度挙げて、事務局までメールでお送りください。

※詳細なイベント企画が既にある場合は【イベント申請書】も併せてお送りください。

⑥事務局にて面談日時と担当者を決定し、メールでご連絡いたします。

(申請があった順に、日程を決定していくため、ご返信に3日程度お時間をいただきます。)

## 【面談】

⑦面談では、登録目的や活動内容についてお聞きします。

詳細な企画が既にある場合は、企画についてもお聞きします。

※面談は、Startup Hub Tokyoにて実施いたします。ご来訪いただく際の交通費等諸経費は申請者のご負担となりますので、あらかじめご了承ください。(遠方の方はビデオ電話等を利用した面談なども可能です)

## 【合否】

⑧オーガナイザー登録の可否とイベントスペースの利用可否については、東京都との審査の上、メールでご連絡いたします。(合否基準については公表出来かねますので予めご了承ください)

## 【イベント当日】

当日の会場準備や受付、片付けなどの運営は主催者にて行ってください。

## 【イベント終了後】

イベント開催後、1週間以内に、報告書をご提出いただきます。

